

令和 6 年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長長坂尚登は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長長坂尚登は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、全庁的な内部統制については評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていました。一方、業務レベルの内部統制については有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握しました。

このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（1件）について、次のとおり是正しました。

- (1) 防災危機管理課、財務部、健康部、環境部、上下水道局、消防本部、教育部及び議会局において、NHK放送を受信できる受信設備（テレビ又はカーナビゲーションシステム）を設置していたにもかかわらず、NHK受信契約を締結していませんでした。これを受け本市は、カーナビゲーションシステム付きの車両について、原則、テレビアンテナを取り外すとともに、日本放送協会によるテレビ等受信機設置状況調査があった際は、複数人の職員で受信設備の設置の有無を確認するなど、管理体制の強化を図ることとしました。